

海上小口貨物に係る簡易通関の利用に係る事前の申出書

令和 年 月 日

長 殿

申出者
住 所

氏名又は名称

海上小口貨物に係る簡易通関を利用したいので、下記のとおり申し出ます。

記

(1) 簡易通関の利用に係る事前の申出に係る事項

利用に至る経緯（現在も輸入している貨物について簡易通関を利用しようとする場合には、現在の申告官署、蔵置官署、通関業者等の情報を含む。）				
申告予定官署（申告官署を変更する申出の場合には、変更前の申告官署及び変更後の申告予定官署）				
貨物を搬入する保税蔵置場等の名称及び所在地 (並びに当該所在地を所轄する官署)				
本格的な利用の開始を予定している日（時期）	令 和	年	月	日 優
年間スケジュール				
1日当たり（平均）に見込まれる貨物量 (コンテナ数及び予定申告件数)	コンテナ 申 告	本程度 (20ft 換算) 件程度		
申告予定時間帯	午前 午後	時頃から	午前 午後	時頃まで

NACCS 利用者に関する情報	i 事前情報を登録する者	氏名又は名称： NACCS 利用者コード：
	ii 輸入（納税）申告手続を行う者	氏名又は名称： NACCS 利用者コード：
	i と ii の者が異なる場合には、その委任関係等に関する情報	
貨物に関する情報 (注 2)	貨物の通信販売に利用されるプラットフォームの名称等	
	当該プラットフォームのホームページアドレス	
	当該プラットフォームにおける、関税法その他本邦の法令によって輸入が規制されている貨物に係る注意喚起の有無（注 3）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	予定される通販貨物の情報（主な貨物の種類、仕出地等）	
	その販売者等に関する情報	
販売者又は荷受人から（プラットフォームを提供する者を介し）運送又は通関の依頼を受託した者（フォワーダー等）に関する情報	氏名又は名称	
	住所	
	連絡先	
検査・貨物確認に関する情報	希望する検査の種類	<input type="checkbox"/> 現場検査 <input type="checkbox"/> 検査場検査
	検査開始時間	
	通関業者の対応人員等の見込み	

(2) 事前情報として提供できる事項

一括	個別
<input type="checkbox"/> 電子商取引による販売物品の販売者に関する事項	<input type="checkbox"/> <u>氏名又は名称</u> <input type="checkbox"/> 住所① <input type="checkbox"/> 郵便番号② <input type="checkbox"/> 電話番号③
<input type="checkbox"/> 販売者又は荷受人から（プラットフォームを提供する者を介し）運送又は通関の依頼を受託した者（フォワーダー等）に関する事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称④ <input type="checkbox"/> 住所⑤ <input type="checkbox"/> 郵便番号⑥ <input type="checkbox"/> 電話番号⑦
<input type="checkbox"/> 荷受人に関する事項	<input type="checkbox"/> <u>氏名又は名称</u> <input type="checkbox"/> <u>住所</u> <input type="checkbox"/> 郵便番号⑧ <input type="checkbox"/> 電話番号⑨
<input type="checkbox"/> 着荷通知先に関する事項	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称⑩ <input type="checkbox"/> 住所⑪ <input type="checkbox"/> 郵便番号⑫ <input type="checkbox"/> 電話番号⑬
<input type="checkbox"/> 貨物に関する事項	<input type="checkbox"/> <u>プラットフォームの名称等</u> <input type="checkbox"/> <u>品名</u> <input type="checkbox"/> <u>個数</u> <input type="checkbox"/> <u>総重量</u> <input type="checkbox"/> <u>ネット重量</u> <input type="checkbox"/> <u>原産国</u> 以下、国内運送先が荷受人の住所と異なる場合には、 <input type="checkbox"/> <u>国内運送先の所在地</u> <input type="checkbox"/> <u>国内運送先の名称又は貨物の引渡しを受ける者の氏名若しくは名称</u> <input type="checkbox"/> 国内運送先又は貨物の引渡しを受ける者の電話番号⑭
<input type="checkbox"/> 運送に関する事項	<input type="checkbox"/> <u>入港年月日</u> <input type="checkbox"/> <u>船卸港</u> <input type="checkbox"/> <u>積出地</u> <input type="checkbox"/> <u>集荷都市（最初に荷受けした場所、荷渡し地）及び集荷国</u>
<input type="checkbox"/> その他税関が適当と認める情報（上記の下線部以外の情報に代わる情報等）	
注6. について確認した旨	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

- (注) 1. この申出書は、2通提出して下さい。
2. (1) 貨物に関する情報として、予定される通販貨物に係る商流図を添付して下さい。
3. 本邦の法令によって輸入が規制されている貨物の例：不正薬物、銃砲（部品、
空薬莢^{やつきょう}等を含む。）、刀剣類、医薬品・化粧品・食品等（個人的使用に供される数量を超過する場合を含む。）
4. (2) については、輸入申告まで（予備申告を行う場合には、予備申告まで）に事前情報として提供できる情報の項目にレ印をして下さい。
各行のうち、全ての項目について提供できる場合は一括欄に、一部の項目について提供できる場合は個別欄の中の提供できる項目にレ印をして下さい。
5. (2) の個別欄のうち下線部以外の項目について提供できないものがある場合には、当該項目の番号（①～⑯）及びそれに代わる情報を「その他税関が適当と認める情報（上記の下線部以外の情報に代わる情報等）」の行の個別欄に記載して下さい。
6. 事前情報の提供ができない場合は、簡易通関の利用は認められません。
また、簡易通関の利用開始後であっても、事前情報の提供が行われない場合、事前情報に継続的な誤りがある場合、その他対象貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがある状況が判明した場合には、その簡易通関の利用を停止します。

(規格A 4)